

平成 30 年

7月6日

# ふれあい通信

第12号



## 夏の交通安全県民運動

期間 7月15日(日)～7月24日(火)  
～事故のない 夏休みを過ごしましょう～



### 運動の重点

- 1 高齢ドライバーを含む高齢者と子どもの交通事故防止
- 2 歩行者および自転車の安全確保
- 3 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転・過労運転の根絶



### ① 高齢ドライバーを含む高齢者と子どもの交通事故防止！

#### 高齢者と子どもを守る「思いやり、ゆずりあい運転」の励行

夏休みを迎える、自宅周辺などで子どもたちの活動が活発になります。また、交通事故死者の半数以上が高齢者です。

高齢者や子どもを守る運転に心掛けてください。

#### 運転免許の自主返納について話し合いましょう！

高齢運転者が運転に不安があるときは、免許の自主返納も含めて、家族内でよく話し合いましょう。

そうだね。



運転免許  
卒業しようかしら

### ② 歩行者及び自転車の安全確保

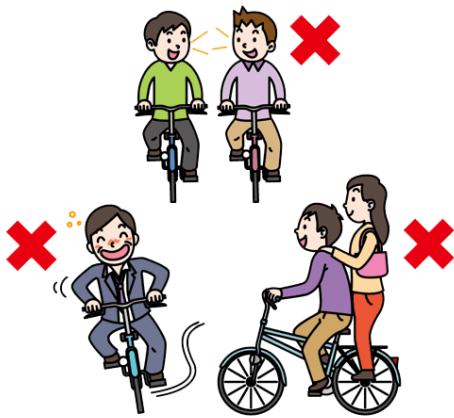
#### 横断歩道は歩行者優先！！

歩行者は、道路を渡る際、横断歩道を利用し、「右」「左」「右」を見て、安全確認をしましょう。

ドライバーは、横断者がいる場合、横断歩道等の手前で一時停止しなければなりません。



## 「自転車安全利用五則」



- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は、歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る  
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止  
夜間はライトを点灯  
交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用



## ③全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

### 車に乗れば必ずシートベルト・チャイルドシート！

昨年自動車乗用中に交通事故で亡くなった方21人のうち、11人の方がシートベルト非着用でした。このうち9人の方はシートベルトを着用していれば、命が助かったと思われます。



## ④ 飲酒運転・過労運転の根絶

### 飲酒運転は犯罪！！

飲酒運転の関係する交通事故が後を絶ちません。

「ちょっとだけ」の軽い気持ちが重大な事故につながります。  
少しでもお酒を口にしたら運転は絶対にやめましょう。

過労運転を「しない、させない、ゆるさない」



## 詐欺ハガキによる架空請求



## 詐欺に注意！

このようなハガキが送られてきたら、警察に相談してください！

実際に送られてきたハガキ：例

### 消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)309 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

記載されている連絡先に電話すると、コンビニエンスストアで電子マネーの購入収納代行での支払を要求されて被害に遭ってしまいます。



施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム

TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp